

第 1 9 回 鈴鹿市景観審議会 議案書

令和 7 年 1 月 3 0 日（木）

鈴鹿市都市計画課

目 次

○議 題

(1) 報告事項第1号 (P.1～P.4)

鈴鹿市景観計画改定後の状況について

(2) 報告事項第2号 (P.5～P.12)

景観重要樹木の現状変更後の状況について

(3) 報告事項第3号 (P.13～P.15)

新たな景観創出のための取組みについて

(1) 鈴鹿市景観計画改定後の状況について

1 鈴鹿市景観計画 改定内容

主な変更点

- ① 届出対象行為の追加
 - (1) 木竹の伐採の追加
 - (2) アクセント色を用いる色彩の変更の追加
- ② 景観協議の追加

① 届出対象行為の追加

- (1) 木竹の伐採の追加

届出対象に「木竹の伐採」を追加しました。

■ 届出対象行為

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
次のいずれかに該当するもの		
・ 高さが10mを超えるもの		
・ 建築面積が1,000 m ² を超えるもの		
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		
工作物の種類（その他これに類するものを含む）		規 模
①	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱	高さが30mを超えるもの
②	煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む）	高さが10mを超えるもの
	アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱（①に掲げるものを除く）	
	装飾塔、記念塔	
	高架水槽、サイロ、物見塔	
	ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車	
③	擁壁、さく、堀	高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
④	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント	次のいずれかに該当するもの
	自動車車庫の用途に供するもの	
	汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
⑤	高架鉄道、高架道路	高さが5mを超えるもの
⑥	橋りょう、歩道橋	次のいずれかに該当するもの
		・ 幅員が10mを超えるもの
		・ 長さが20mを超えるもの

⑦	①から⑥に掲げる工作物のうち、建築物又は①から⑥に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが 5m を超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m（①に掲げるものにあっては 30m）を超えるもの
土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積 1,000 m ² を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが 5m を超え、かつ、その長さが 10m を超えるもの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積 1,000 m ² を超えるもの ・高さが 5m を超えるもの		

※景観法、景観法施行令、景観法施行規則、鈴鹿市景観づくり条例、鈴鹿市景観規則を要約したもの

【運用実績（令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 1 月 1 0 日までの期間）】

木竹の伐採・・・2 件

いずれも太陽光発電施設設置に伴う樹木の伐採で、景観協議を通してその伐採面積を最小限に留めていただきました。

（2）アクセント色を用いる色彩の変更の追加

届出対象の建築物等においてアクセント色を用いる色彩の変更を行う場合は、すべて届出対象としました。

【届出の対象から除外する行為】

1 軽微な行為等

・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 1/2 以下のもの。

ただし、アクセント色を使用する場合を除く。

・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 1/2 以下のもの。

ただし、アクセント色を使用する場合を除く。

※鈴鹿市景観づくり条例第 7 条第 3 項第 6 号、鈴鹿市景観規則第 7 条第 3 項を要約

【運用実績（令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 1 月 1 0 日までの期間）】

令和 7 年 1 月現在のところ、アクセント色を使用することにより届出対象となる案件はありません。

② 景観協議の追加

太陽光発電施設設置に関する景観形成基準（景観協議事項）を追加しました。

□建築物・工作物

- ・パネル最上部が建築物の最上部を越えないよう にし、必要に応じてルーバー等で目立たないように配慮する。
- ・太陽光パネルは黒色又は濃紺色とし、光沢や反射 が少なく、模様等が目立たないものを採用する。

□土地の開墾等

- ・太陽光発電施設は、敷地境界からできるだけ後退した位置に設置する。
- ・山林及び歴史的・文化的に価値の高い施設等の周辺に設置する際は、周辺の主な視点場から極力太陽光発電施設が見えないようにする。
- ・太陽光発電施設の高さは2 m以下、設置角度は30°以内とし、パネルの色彩は黒色又は濃紺色とし、光沢や反射が少なく、模様等が目立たないものを採用する。 また、圧迫感を軽減させるためパネルを分散させる。
- ・植栽や目隠しフェンスを配置するなど、道路等から見えにくくする。フェンスの色彩は周辺景観になじむものとする。

併せて、「太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン」を公開しています。

【運用実績（令和6年10月1日から令和7年1月10日までの期間）】

太陽光発電施設設置に係る景観協議・・・3件

内、建築物の新築に伴うもの 1件

木竹の伐採に伴うもの 2件

「太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン」を策定したことにより、景観協議を通して、おおむねガイドラインに沿った内容で、協議終了することができました。例えば、事業地を仕切るフェンスについても、ガイドラインに沿った自然と調和する茶色で設置いただくことになった案件もあります。

(2) 景観重要樹木の現状変更後の状況について

1 第18回景観審議会結果

(1) 景観重要樹木の現状変更

景観重要樹木の現状（指定時の状況）



撮影:平成24年度

樹種：クスノキ

指定日：平成24年7月20日

樹木の所在地：鈴鹿市南長太町2343番

所有者：宗教法人須伎神社

管理団体：大きくす保存会

樹姿：

樹高 26m 直径 2.6m

枝張り 東西30m 南北35m

景観重要樹木に指定されている大きくす（通称：長太の大楠）について、令和2年に落雷にあったことにより、樹木の一部が枯死してしまったため、枝が落下する可能性のある危険な状態となっています。このため、文化財の維持・保全の業務を所管する鈴鹿市文化財課と樹木医が対応について協議を行い、落下の可能性がある枝を、景観重要樹木の現状変更の手続き（※）を経て、令和5年3月に枝の一部を切除しました。

その後、再び枝の切除の必要が生じたことにより、令和6年1月18日に現状変更許可申請書が提出され、前回、第18回景観審議会にて、「令和6年1月30日付け鈴都計第1126号（諮問第2号）景観重要樹木の現状変更」として、諮問しました。

※景観重要樹木の現状変更の手続き

景観重要樹木の現状変更に際しては、景観法第31条第2項において準用する同条第1項の規定により、予め景観行政団体の長（＝鈴鹿市長）の許可を受けなければなりません。また、鈴鹿市景観づくり条例第15条第3項においては、景観重要樹木の変更を行う際は、鈴鹿市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聞かなければならない旨の規定があります。

（２） 答申内容

諮問したことに対しては、令和６年２月１４日付け答申にて、原案通り許可することを適当と判断され、同日付で現状変更許可を行いました。

2 現状変更完了報告

(1) 完了報告書の提出

鈴鹿市景観重要建造物等現状変更完了報告書

令和6年12月24日

(宛先) 鈴鹿市長

届出者 住 所 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
氏 名 鈴鹿市長 末松 則子
電話番号 059-382-9031

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号]

令和6年2月14日付け鈴鹿市指令第051192号で許可された景観重要建造物等の現状変更について完了しましたので、鈴鹿市景観規則第19条第3項の規定に基づき報告します。

行為の種類	樹木の一部伐採
行為の場所	鈴鹿市南長太町2343番
行為の届出年月日	令和6年1月18日
行為の完了年月日	令和6年3月22日

備考 完了時点での外観のわかるカラー写真(2方向以上から撮影したもの)を添付してください。



【施工前：東側より】



伐採箇所

【施工後：東側より】



(2) 現在の状況（令和7年1月撮影）

全景（東側より）



別角度（北側より）前景



近景（今回申請があった伐採箇所）



3 今後について

令和6年2月第18回景観審議会にて了承いただきましたように、景観法施行令に「危険な樹木の伐採」については、現状変更許可を要しないとする規定があることから、今後は落下の危険がある枝の伐採については文化財課の判断で、許可不要で枝の伐採を行います。

ただし、危険な枝以外の伐採を伴う現状変更については、審議会の意見を聴き、許可を行います。

景観法施行令

第15条（許可を要しない景観重要樹木に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

法第31条第1項ただし書きの法令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる樹木の伐採

イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採

ロ 危険な樹木の伐採

二～四 略

今後は

落下の危険のある枯死枝の伐採は、許可不要として取扱う

今後の取扱い

・危険な枝の伐採

→ 文化財課の判断で、危険な枝の伐採を行う（許可不要）

⇒ 行為後に開催される審議会で報告

・危険な枝の伐採以外の現状変更

→ 審議会の意見を聴き、許可をする

【参考】

景観重要樹木の指定の方針

- 道路などの公共の場所から見ることのできる樹木
- 巨木・古木など、地域の自然、歴史、文化などの特性が現れており、地域の景観のシンボリックな存在となっている樹木
- 樹姿（樹高、樹形）が優れ、地域の良好な景観に寄与している樹木
- 地域の人々に親しまれ、愛されている樹木

（３）新たな景観創出のための取組みについて

1 前年度の取組みについて

Instagram を使用して市内の景観写真を募集する取組みを行いました。その中から、景観審議会専門部会委員と事務局で選出した市内の良好な景観写真 100 点を展示する「#自分だけの1コマ」写真展を令和6年3月4日～3月8日鈴鹿市役所1階市民ギャラリーにて行いました。

市役所へ手続き等のため来られた方、都市計画課 Instagram を見ていただいている方、写真募集に応募された方など多くの方にお越しいただきました。

・「#自分だけの1コマ」写真展について

日時 令和6年3月4日(月)～3月8日(金)
8時30分～17時15分

場所 鈴鹿市役所本館1階 市民ギャラリー

展示物 ・「#自分だけの1コマ」を付けてInstagramに
投稿されたもののうち、市内の良好な景観100点

・景観に関する啓発パネル等

2 今年度の取組みについて

今年度についても当初、新たな景観を創出するため、写真を募集するなどの新たな取組みを検討していましたが、総合政策課が「鈴鹿市公式 Instagram」の新規立ち上げに伴い、市シティプロモーション用ポスターの写真募集の取組みを行っていたことから、新しい景観の創出の要素については、総合政策課の鈴鹿市公式 Instagram から情報を得ることとしました。

鈴鹿市公式 Instagram では市内の景観の写真も多数投稿しており、最近では、自治会やまちづくり協議会などが主体となって季節の花を植え、モニュメントの設置、公園にイルミネーションを施した景観写真が見られ、まちづくり団体等が、住民や地元企業らとともに地域の特色を生かして活動するシーンが増えています。

3 今後の方針について

今後については、Instagram を利用するなどして、市民が大切にしている景観とはどのようなものか、市民の意見や時代の流れを汲みながら、新たな景観創出のための取組みを引き続き行っていきたいと考えています。